

総合研究大学院大学（SOKENDAI）特別研究員（共創研究型）募集要項（2025 年 10 月新規採用）

1. 概要

SOKENDAI 特別研究員（共創研究型）制度は、コース（機関）を超えた共同研究をもとに学位取得を目指す本学の博士後期課程相当に在籍する優秀な志のある学生を、SOKENDAI 特別研究員（以下「特別研究員」）として採用し、経済的な支援（生活費相当額及び研究費の支給）を行うとともに、研究やキャリアについて幅広い視野を身に付けてもらうことを目的としています。

2. 2025 年 10 月新規採用予定数

最大 4 人

3. 申請資格

2025 年 10 月 1 日時点において、次の各号の全てに該当する者^{*1}

- (1) 本学の 5 年一貫制博士課程に在学し（編入学者を除く）、在学月数（在籍月数から休学月数を除いた月数）が 30 ヶ月以上 54 ヶ月未満の者（医学・歯学・薬学・獣医学に係る 6 年制の学部を卒業または医科学修士の学位を有して生理科学コースの 5 年一貫制博士課程に入学し、医学の専攻分野を付記する博士の学位の取得を希望する学生については、在学月数が 6 ヶ月以上 30 ヶ月未満の者）、または博士後期課程に在学し、在学月数が 6 ヶ月以上 30 ヶ月未満の者。
- (2) SOKENDAI 特別研究員（分野型/挑戦型/一般枠/次世代 AI 研究者枠）、国費外国人留学生、日本学術振興会の特別研究員^{*2}、外国政府等の奨学生または JICA（国際協力機構）留学生に採用されている者でないこと。
- (3) 企業等から、生活費相当額として十分な水準（240 万円/年（税引き前）以上）で、給与・役員報酬等の安定的な収入^{*3}を得ていると認められる者でないこと。
- (4) 下記のいずれかを実施しているか、実施を具体的に計画していること。
 - ・現在の指導教員と他コースの教員との共同研究指導を受ける「学内共同研究指導^{*4}」
 - ・海外の大学との協定に基づく「国際共同学位プログラム^{*5}」
 - ・他のコース、大学、研究機関、企業等との共同研究への参加（単なる研究指導委託、知識、技術、装置の供与等は除く。）

^{*1} 休学者及び長期履修制度適用者は申請資格対象外とします。

^{*2} 日本学術振興会の特別研究員（DC2）（2026 年度採用分）に申請中の者も本募集に申請可能です。なお、DC2 に採用された場合は、2025 年度末をもって本事業の支援を終了します。

^{*3} リサーチアシスタント（RA）、ティーチングアシスタント（TA）、アルバイト等の収入は「安定的な収入」に含みません。

^{*4} 参考 URL（総研大 web 規程集）：<http://kitei.soken.ac.jp/doc/gakugai/print/582.html>

^{*5} 参考 URL（総研大 web サイト）：<https://www.soken.ac.jp/education/curriculum/cotutelle-program/>

※過去に SOKENDAI 特別研究員（分野型/挑戦型/一般枠/次世代 AI 研究者枠）に応募し、不採択（または補欠）となった者も申請可能です。

4. 支援開始日

2025 年 10 月 1 日

5. 支援期間

学則第 16 条に規定する標準修業年限から採用開始前日までの在学期間を差し引いた期間

※ただし、支援期間中に本学の博士課程を早期修了し学位を取得した場合は、学位取得月をもって支援を打ち切ります。

6. 支援金額

(1) 研究奨励費

研究奨励費（生活費相当額）の支給予定額は以下のとおりです。

月額 190,000 円

(2) 研究費

申請書記載の研究計画を行うための支援として、研究奨励費とは別途、研究費を配分します。

年額 320,000 円（2025 年度は 160,000 円）

※上記の金額については、予算状況により変更の可能性がありますので、予めご了承ください。

7. 申請書類

(1) 申請書

記入要領に従って作成し、PDF ファイルに変換の上、メール添付にて提出してください。

※申請にあたり、研究者識別子（ORCID ID）を取得し、本学とアカウント連携を完了していることが必須となります。ORCID ID 未取得の方は、本学総合企画課学生支援企画係（[orcid\(at\)ml.soken.ac.jp](mailto:orcid(at)ml.soken.ac.jp) ※(at)は@に置き換えてください。）にご連絡ください。取得方法についてご案内します。

(2) 指導計画書

主任指導教員に作成を依頼し、PDF ファイルに変換の上、メール添付にて提出してください。ただし、主任指導教員の同意がある場合は、作成者は副指導教員でも可とします。

8. 申請書類提出先

次世代研究者挑戦的研究プロジェクト推進室

[jisedai-jimu\(at\)ml.soken.ac.jp](mailto:jisedai-jimu(at)ml.soken.ac.jp) ※(at)は@に置き換えてください。

9. 申請書類提出〆切

2025 年 8 月 25 日（月）15:00（日本標準時：必着）

10. 選考方法

(1) 選考

共創研究事業審査委員会（仮名：新設予定）において一次審査（書類審査）と二次審査（オンライン面接審査）を行います。また、必要に応じて指導教員の意見を聴取することがあります。

(2) 審査基準

主要な審査基準は、以下のとおりです。

- ① 本制度の申請要件に則った共同研究の計画がよく練られており、博士学位取得に向けたものになっていること。
- ② 博士課程における研究を遂行できる実績を持っていること。
- ③ 自らの専門分野以外の分野、社会課題やイノベーション創出への取組に興味・関心を広げていく意思があること。

(3) 一次審査結果通知と二次審査について

2025 年 9 月上旬までに一次審査の結果を通知します。二次審査（オンライン面接審査）は 9 月中下旬頃に実施予定です。

二次審査の結果は、2025 年 9 月末までに通知します。なお、選考に関する個別の問い合わせには対応しません。

11. 申請書類及び選考についての注意事項

- (1) 申請書類は、所定の様式を使用してください。所定様式以外の申請は認められません。
- (2) 申請書類の提出後、その記載事項を変更し、又は補充することは認められません。
- (3) 申請書類に虚偽が発見された場合は、採用後であっても採用を取り消すことがあります。
- (4) 申請書作成にあたり、生成系 AI ツールの使用は禁止します。

12. 特別研究員の義務等

- (1) 特別研究員は、支援期間中、本学の博士課程に在学しなければならない。
- (2) 特別研究員は、支援期間中、申請書記載の研究計画に基づき、研究に専念しなければならない。
- (3) 特別研究員は、各年度決められた時期に研究状況報告書を提出しなければならない。また、離籍後 10 年間のキャリア追跡調査に協力しなければならない。
- (4) 特別研究員は、本学が指定する研究力向上、キャリアパスの拡大に向けたコンテンツ（分野を越えた学生交流セミナー、社会課題俯瞰講義、AI・データサイエンス講義、異分野アカデミックメソッドとの定期面談、キャリアセミナー等）に参加しなければならない。
- (5) 特別研究員は、支援期間中、給料、賃金、報酬、その他の経常的な収入（240 万円/年（税引き前）以上）を目的とする仕事^{注1}に就くことはできない。
- (6) 特別研究員は、次世代研究者挑戦的研究プロジェクト推進室が指定する、もしくは所属コースが置かれる基盤機関において実施される研究倫理教育およびコンプライアンス教育を受講・修了しなければならない。

- (7) 特別研究員は、ジョブ型研究インターンシップ推進協議会が運営するマッチングシステムにアカウント登録しなければならない。

注 1) 研究活動に支障のない範囲でアルバイト・リサーチアシスタント等を行い、その適正な対価を受給することは禁止されません。ただし、当該受給内容および本事業との重複状況等について報告を求めることがあります。

13. 支援の中止または取消及び返還請求

12. に掲げる特別研究員の義務の履行状況が不十分であると認められる場合または次に掲げる各号のいずれかに該当すると学長が判断した場合は、支援を中止または取消するとともに、支給済みの研究奨励費または研究費の返還を請求する場合があります。

- (1) 本学の博士課程を修了し、学位を取得した場合
- (2) 採用後、国費外国人留学生制度による奨学金、日本学術振興会の特別研究員に対する研究奨励金、外国政府等から支給される奨学金または JICA 留学生に対する奨学金を受給する場合
- (3) 疾病等のために研究を継続できないことが明らかな場合
- (4) 本学を休学する場合^{注 2)}
- (5) 本学を退学する場合（除籍を含む）
- (6) 懲戒処分を受けた場合
- (7) 学業成績または性行が不良である場合
- (8) 研究の進捗状況に著しい問題があり、所期の研究成果を達成できないと判断された場合
- (9) 採用後の諸手続きにおける書類が期限内に提出されなかった場合
- (10) 採用後の諸手続きにおける書類の記載事項に虚偽が発見された場合
- (11) 研究上の不正行為（捏造、改ざん、盗用など）を行った場合
- (12) 研究費の不正使用を行った場合
- (13) 本人から辞退の申し出があった場合
- (14) その他、明らかに特別研究員としてふさわしくない行為があった場合

注 2) ただし、休学が出産、育児または介護によるものであって本学が認めるときは、2 年間を上限として、休学の期間中研究奨励費の支給を一時停止し、復学の際に審査の上で支給を再開することができます。

14. 個人情報の取扱い

申請書類に含まれる個人情報については、「個人情報の保護に関する法律」に基づき厳重に管理し、総合研究大学院大学特別研究員事業の業務遂行のみに利用（データの電算処理及び管理を外部の民間企業等に委託して行わせるための個人情報の提供を含む。）します。

15. 募集説明会の開催

下記の時間に募集説明会を開催します（説明は日本語で行います）。

2025 年 7 月 30 日（水） 11:00-12:00（オンライン）

※説明会参加（録画データの閲覧）には事前登録が必要です。

参加希望者は、下記 URL から参加登録を行ってください（〆切：7月29日（火）12:00）。

<https://forms.office.com/r/1RUL6b4m6d>

16. 本募集に関する連絡先（事務局）

次世代研究者挑戦的研究プロジェクト推進室

jisedai-jimu(at)ml.soken.ac.jp ※(at)は@に置き換えてください。